

新型コロナウイルス対策 施策等一覧表 (R3.1.18更新) ※内容が短期間で変わる可能性があるため、必ず最新版をご参照ください

事業名	現状課題	事業内容	助成率又は要件	助成上限額	公募時期(予定)	対象期間	窓口	
金融機関緊急融資	売上減少 資金繰り悪化	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたす事業者に対して、緊急融資を行います。	最近1カ月の売上高が前年同月比▲5%以上減少	詳細は別紙参照				日本政策金融公庫
		新型コロナウイルス感染症の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者等に対し、保証料不要、当初3年間無利子、既往債務の借換にも対応した融資制度を創設します。	【国制度】 市町村より、セーフティーネット保証4号、セーフティーネット保証5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者等で一定の売上減少の要件を満たしたものの 【県制度】 国制度に加え、1カ月の売上及びその後2か月間の売上見込が▲15%以上					各商工会議所・商工会
セーフティネット保証 4号・5号	売上減少 資金繰り悪化	経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。	売上高が前年同月比▲5~▲20%以上減少等 ※本店等所在地の市区町村から認定が必要	一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%(4号)又は80%(5号)	随時	-	各県の信用保証協会 ※売上減少の認定は本店等所在地の市区町村へ申請	
雇用調整助成金	売上減少 休業・時間短縮営業対応	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。 ※小規模事業主においては手続きを大幅に簡素化されております	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は10/10(中小)、3/4(大企業)) ※休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする。その場合、最大94%の助成となる	1人1日当たりで15,000円 教育訓練実施の場合の加算額2,400円(中小)、1,800円(大企業)	令和2年4月1日から令和3年2月28日まで	支給限度日数 1年100日 3年150日 に加えて4月1日から6月30日までの分も対象となる	各ハローワーク ※オンライン申請でも受付	
持続化給付金	売上減少 資金繰り悪化	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。	前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)で計算した数値	法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内	令和2年5月1日から令和3年1月15日まで ※ただし、申請期限に間に合わない特段の事情がある場合、令和3年2月15日まで申請を受け付ける ※書類の提出期限延長の申込期限は令和3年1月31日まで		WEB申請 ※電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」が今後開設されています	
家賃支援給付金	売上減少 資金繰り悪化	新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。	テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月~12月において以下のいずれかに該当する者 ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少 ※申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6カ月分の給付額に相当する額	法人は最大600万円 個人事業者は最大300万円	令和2年5月1日から令和3年1月15日まで ※ただし、申請期限に間に合わない特段の事情がある場合、令和3年2月15日まで申請を受け付ける		WEB申請 ※電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」が開設されています	
市町村独自支援事業	<p style="text-align: center;">下記 URL 参照</p> <p style="text-align: center;">https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/chusho_shien/sityouso_sienseido.html</p>							
個人への緊急貸付	従業員で生活資金が必要	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、一時的な生活資金にお困りの方に向けた緊急の貸付金制度です。		【緊急小口資金】 10万円以内 【総合支援資金】 単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 ※原則として3ヶ月以内	随時	【緊急小口資金】 据置期間1年以内 償還期限2年以内 【総合支援資金】 据置期間1年以内 償還期限10年以内	各市町村の 社会福祉協議会	
住居確保給付金	従業員で住宅資金が必要	令和2年4月20日以降に離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方へ家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。	資産が一定額以内、かつ、収入基準額以内であること ※資産、収入は市町村や世帯人数などによって変わります	家賃相当額	随時	随時	各市町村の 社会福祉協議会 又は 各市町村窓口	